

VI
 農業産出額・生産農業所得の部

この部には、「農業産出額及び生産農業所得」の結果を収録しました。

1
 農業産出額（都道府県別推計）

(1)
 推計方法

北海道の値は道を推計単位とし、暦年（1月～12月）の1年間に生産された農産物の価値額を、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した加工統計です。具体的には次の方法で推計しました。

農業産出額＝Σ（品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格）

品目別生産数量は、収穫量から自都道府県内で再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量です。

品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）は、農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金等を当該農産物の販売価格の一部とみなし加えた価格です。

(2)
 推計の対象とした農産物の範囲

部 門		品 目 名	
耕 種	米	玄米、くず米等	
	麦 類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等	
	雑 穀	そば等	
	豆 類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等	
	い も 類	かんしょ、ばれいしょ	
	野 菜	果 菜 類	スイートコーン、えだまめ(未成熟)、さやえんどう（未成熟）、そらまめ（未成熟）、さやいんげん（未成熟）、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		葉茎菜類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		根 菜 類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、ゆりね等
	果 実		りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、うめ、かき、くり、すもも等
	花 球 鉢 花 其 他 花	切 花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ストック、スイトピー、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
		球 根	チューリップ等
		鉢 物 類	シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等
		花き苗類	パンジー等
		その他花き	芝等
		工芸農作物	
	その他作物		販売したもの（庭園樹苗木、街頭樹苗木、山林用苗木等） 植物生長（りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、うめ、くり等）
	畜 産	肉 用 牛	肉用牛（子牛、育成牛、肥育牛）
		乳 用 牛	生乳、乳牛（乳用子牛、乳廃牛）
豚		肉豚、子豚（道外へ販売したもの）	
鶏		鶏卵、ブロイラー、ひな（道外へ販売したもの）、廃鶏等	
その他畜産物		馬、軽種馬、めん羊、やぎ、はちみつ、うずら卵等	
加 工 農 産 物		かんびょう、干がき、かんしょ切干等	

(3) 留意すべき事項

本書に掲載した「全国」値である全国推計とは次のような違いがあります。

ア 都道府県別推計では、他の都道府県に販売された中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子や子豚等が該当する。）を農業産出額に計上するが、全国推計では、中間生産物の一切を農業総産出額に計上しません。

なお、都道府県別推計における中間生産物の移出入は次のとおり取り扱います

- (ア) 自都道府県で生産され、農業に再投入した中間生産物は、自都道府県の農業産出額から控除します。
- (イ) 他都道府県に販売した中間生産物は、自都道府県の農業産出額に計上します。
- (ウ) 他都道府県から購入した中間生産物は、自都道府県の農業産出額から控除しません。

イ 都道府県別推計では、牛馬を成長過程（子牛、育成牛等）の流通段階ごとの育成差益を農業産出額に計上するが、全国推計では、最終生産物（と畜された牛馬）のみを計上します。

ウ 経常補助金の取扱いについて

平成27年から、販売金額と分離可能な経常補助金は農業総産出額には計上せず、生産農業所得に実額加算するよう変更したことから、利用に当たっては留意してください。

2 生産農業所得

生産農業所得は、1により算出した農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を実額加算した加工統計であり、具体的な推計方法は次式のとおりです。

なお、_____部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出しました。

$$\text{生産農業所得} = \sum \left[\begin{array}{c} \text{部門別} \\ \text{農業産出額} \end{array} \times \frac{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)}} \right] + \text{経常補助金}$$

注： 物的経費には、減価償却費及び間接税を含む一方、雇人費、地代、支払利子を含まない。